

老岐市都市公園の使用料改定のお知らせ

消費税の増税にともない令和元年10月1日からつぎのとおり改定します。

別表第1（第7条関係）

有料公園施設

都市公園名	有料公園施設の名称
大谷公園	運動広場
	ソフトボール球場
	庭球場
	屋根付ゲートボール場
	体育館

別表第2（第11条関係）

1 都市公園を占用する場合

種別	単位	金額
電柱その他これに類するもの	1本1年につき	老岐市道路占用
水道管、下水管その他これに類するもの	1メートル1年につき	料徴収条例(平成16年老岐市条例第204号)に準ずる。
前号以外の目的によるもの	市長がその都度定める額	

2 第3条第1項各号に掲げる行為をする場合

種別	単位	金額
行商、募金その他これらに類するもの	1人 1日につき	1,040円
業として行う写真撮影	1日につき	1,040円
業として行う映画撮影	1日につき	5,440円
興行	1平方メートル 1日につき	20円
競技会、展示会、写真撮影会、集会その他これらに類するもの	1日につき	2,200円

3 有料公園施設を利用する場合

大谷公園

有料公園施設		区分		単位	金額	
運動広場	陸上競技場	専用	一般	1時間につき	2,200円	
			高校生以下	1時間につき	1,040	
		個人利用	一般	1時間につき	60	
			高校生以下	1時間につき	30	
		専用・個人	照明	全面30分につき	2,200	
		野球場	専用	一般	1時間につき	310
	高校生以下			1時間につき	150	
	照明			30分につき	1,250	
	ソフトボール場	専用	一般	1時間につき	310	
			高校生以下	1時間につき	150	
			照明	30分につき	730	
	ソフトボール球場	専用	一般	1時間につき	520	
高校生以下			1時間につき	310		
照明			30分につき	1,040		
庭球場	専用	一般	1面1時間につき	200		
		高校生以下	1面1時間につき	100		
		照明	1面30分につき	310		
屋根付ゲートボール場	専用	一般	1面1時間につき	100		
		高校生以下	1面1時間につき	50		
		照明	1面1時間につき	200		
体育館	第1体育室	バレーコート	専用	一般	1面1時間につき	620
			高校生以下	1面1時間につき	410	
		バドミントンコート	専用	一般	1面1時間につき	310
			高校生以下	1面1時間につき	200	

	テニス バスケット コート	専用	一般	1面1時間につき	1,880	
			高校生以下	1面1時間につき	1,250	
	第2体育 室	武道	専用	一般	1人1時間につき	100
				高校生以下	1人1時間につき	50
	卓球	専用	一般	1台1時間につき	200	
			高校生以下	1台1時間につき	150	
会議室	第1会議室	専用		1時間につき	310	
	第2会議室	専用		1時間につき	410	
冷房利用の場合の使用料は、5割増とする。						